

## 役員の報酬等の支給の基準

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人昌賢学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第37条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬には、学校法人昌賢学園教職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬

### (報酬等の額の算出方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
  - (2) 賞与 別表2に定める算式により算出される額
  - (3) 退職慰労金 別表第3に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）
  - (2) 賞与 毎年8月及び12月並びに3月
  - (3) 退職慰労金 任期満了、辞任又は死亡により退職した後6か月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度支給する。
- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込みにより支給する。  
非常勤の役員に対する報酬支給は、現金により本人に支給する。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者は、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日並びに祝祭日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって私立学校法第63条の2項第4号にさだめる報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で理事会の議決により行う。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表第1 (常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額 (最高額)
理事長	月額 979,600円 (教職員給与以外)
理事 (事務局長)	月額 525,400円 (教職員給与以外)
理事	月額 100,000円 (教職員給与以外)

別表第2 (常勤の役員の賞与)

役職名	賞与の額 (最高額) 「報酬月額×下記のか月分」	計
理事長	8月 2か月分、12月 2か月分、	4
理事 (事務局長)	8月 2か月分、12月 2か月分、	4
理事	8月 1か月分、12月 2か月分、	3

別表第3（常勤の役員の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

\*上記在任年数は、1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は、1か月に切り上げる。

別表第4（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

理事会等への会議出席	日額 10,000円
上記の他、法人業務のための勤務	日額 10,000円

(2) 監事

評議員会や理事会等への会議出席、監事監査への出席	日額 10,000円
上記の他、法人業務のための勤務	日額 10,000円

---

「R2.4.1 現在の常勤理事について」

理事長：群馬医療福祉大学 学長 及び 群馬医療福祉大学短期大学部 学長 であり職位「教授」

①大学教授として給与規程上の給与表「5級23号俸（最大値）」

②短大教授として給与規程上の給与表「5級23号俸（最大値）」

③管理職手当として、(①+②)の25%

④賞与として、(①+②+③)の年間4か月

\*①②③④以外の報酬を常勤の役員報酬とする。

\*1週当たり5日間以上にわたり総指揮をするため勤務し、それ以外に大学及び短期大学の関係団体の役員として活動を行っている。

理事(事務局長)：学校法人昌賢学園の法人事務局長 及び 群馬社会福祉専門学校の校長である。

①法人事務局長として給与規程上の給与表「5級23号俸（最大値）」

②専門学校の校長として給与規程上の給与表「5級23号俸（最大値）」

③管理職手当として、(①+②)の15%

④賞与として、(①+②+③)の年間4か月

\*①②③④以外の報酬を常勤の役員報酬とする。

\*1週当たり5日間にわたり総指揮をするため勤務している。

理事： 各所属の最高責任者ではない常勤の理事については、俸給月額100,000円とする。